

# 悪質商法にご注意ください!

消費者トラブルは悪質商法の新しい手口によって次々と発生しています。いったんお金を払ってしまうと返してもらうことは非常に困難です。トラブルにあったと感じたり、不安に思うことがあれば、ひとりで悩まず、ご家族や本市消費生活相談へご相談ください。ここでは、特にご注意頂きたいトラブルの実例をご紹介します。

お問い合わせ 市民生活安全課 消費生活相談 ☎862-3278

## 『健康食品の送りつけ』

知らない業者から「ご注文の健康食品を送りました。明日には届く予定ですので1万9千円をお支払いください」と電話が入った。注文した覚えはなく、断っても「送りますから」と勝手に電話を切られた。会社名、担当者名もわからないので、商品が届いたらどうすればよいのでしょうか?



### 届いても受け取り拒否を

注文した覚えがないのに健康食品を送りつけられるトラブルが増えています。承諾もしていないのに一方的に商品を送りつけられた場合は、支払い義務もなく、受け取る必要もありません。勧誘されても必要なければはっきり断りましょう。商品を受け取ってしまった場合、クーリングオフできる場合があります。まずはご相談ください。

## 『アダルトサイトの請求トラブル』

パソコンで無料アダルトサイトを見ていたところ、年齢確認が出たのでクリックしました。すると、「登録完了」画面が表示され「利用料金は9万8千円です」と書かれている。請求画面は消えず、混乱して夜も眠れない。どうしたらよいのか。

### 高齢者にもアダルトサイトの請求トラブル

無料だと思ったアダルトサイトで、いきなり料金請求画面が出た、という相談が高齢者からも寄せられています。安易な「クリック」をしない(または「安易なアクセスはしない」)ことが一番です。

個人情報等が知られてしまう危険性があるので、サイト業者へ自分から連絡してはいけません。

請求画面の削除には(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページが参考になります。

<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>または、パソコンメーカーや購入店に相談してください。

5月は  
消費者月間  
つながろう消費者  
～安全・安心な  
くらしのために～

## 『ロト6(宝くじ当選)電話詐欺』

突然「ロト6の当選番号を事前に教えます」と電話がかかってきた。「当選番号を言うので、明日の新聞で確認してみよう」と言われ、翌朝の新聞を見たところ当たっていたのですっかり信用してしまった。

情報料として50万円請求されているが、払っても大丈夫だろうか?

### ネット情報悪用 信じないで

ロト6の抽選結果は、インターネットでは抽選当日に発表されますが、新聞では翌日の掲載になります。この時間差を使い、抽選当日にインターネットで見た結果をあたかも予想したように伝えてきます。翌日の新聞で確認すると実際に当たっているのに信じてしまうことがあるようです。

宝くじの抽選結果が事前に分かることは絶対にありません。もし、振り込んでしまった場合は、すぐに警察へ届け出ましょう。

## 『還付金詐欺』

市役所の職員を名乗る人から「払いすぎた医療費の還付があり、1時間以内に手続きが必要」と電話がありました。

指示された連絡先に電話したところ、通帳とキャッシュカード、携帯電話を持って金融機関でないところのATMに行くように言われました。市役所でこのような電話連絡をするのですか?

### 巧妙化する振り込め詐欺に注意!

公的機関が還付金受け取りのためにATM操作を指示することは絶対にありません。

もしも、お金を振り込んでしまった場合、警察や金融機関に連絡し、振り込んだ預金口座の利用停止を求めましょう。

連絡が早ければ、被害を免れることもあります。とくにひとり暮らしの高齢者がターゲットにされています。日頃から、家族との情報交換を行ってください。



## 悪質商法にひっかからないための

### 心得5カ条

1. 財産や家族構成をむやみに教えない
2. 断るときはハッキリと!
3. うまい話は、まず疑う
4. すぐに署名はしない、ハンコは押さない!
5. 契約前に家族や消費生活相談に相談する



## 消費生活パネル展開催

消費生活に関する正しい知識を身につけ、消費者被害を防止し、かしい消費者を目指しましょう。

**日程** 平成26年  
5月26日(月)～29日(木)  
8時30分～17時15分

**場所** 市役所1階  
琉球銀行側展示スペース



## 「やっぱり断ればよかった…」 そんな時は クーリングオフを活用しましょう

訪問販売や、電話で強引な勧誘を受けて思わず契約してしまった場合、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です(ただし、一部適用されないものもあります)。

### 販売会社あて通知例

通知書		取引内容	期間
契約年月日	〇年〇月〇日	訪問販売	8日間
商品名	〇〇〇〇〇	電話勧誘販売	
契約金額	〇〇〇〇円	マルチ商法	20日間
販売会社	〇〇株式会社 〇〇営業所		
担当者	〇〇氏		

上記日付の契約は解除します。  
なお、支払い済みの〇〇円を返金し、商品をお引き取りください。

平成〇年〇月〇日  
(契約者住所) 〇市〇町〇〇番地  
(契約者氏名) 〇〇〇〇

- クレジット利用の場合は、クレジット会社と販売会社(代表者あて)へ同時に書面通知(左参照)します。
- 書面は、両面コピーをとって、特定記録郵便が簡易書留で出します。



※ くわしくは、消費生活相談へご相談ください